

くみあいニュース

2025 年度第 8 号 2026 年 2 月 12 日

島根大学職員組合広報部

内線：(9)2198

ダイヤルイン：0852-32-6407

E-mail：shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp

URL：<https://suka0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>



人事院勧告・完全実施が決定！ 3月にまとめて支給！

2月10日（火）9時から第2回団体交渉で、2025年度人事院勧告に即して、月給平均3.62%引き上げ、ボーナス0.05ヵ月増を2025年4月に遡って実施し、差額は3月にまとめて支給されると報告がありました。これまで職員組合は、2回の団体交渉および協議を実施、強く要求してきました。おかげで大きな成果を得ることが出来ました。

【交渉項目】

・人事院勧告の完全実施、3月17日支給日に差額を支給

月例給、夏季・冬季ボーナス、通勤手当の距離区分別手当の増額改定、初任給調整手当改定（年俸制対象職員含む）（令和7年4月1日実施（遡及適用））

・現役職員の計報については、同部署職員のメンタルヘルス対応や聞き取り面談の実施、2/1付で非常勤職員を常勤職員採用することで人員体制を強化し、2/19付、第三者を長とする調査委員会を設置、要因調査を開始予定。

・介護休暇については、就業管理システム上から必要事項を記載、申請することで原則取得可能。疑義がある場合には証明を求めるが、申請時に証明書類が必須ではないことを改めて職員及び勤務時間管理員へ周知する。今年度中にQ&Aを作成し、周知する。

・テレワークについては、元々「原則1週間前に申請」と規定しているが、子供の急な病気等様々な事情により申請・承認可能としている。Q&Aに具体例も記載し、部局長へも周知したい。また、R8年度からより取得しやすいように職員についても週2日を超えて取得可能に改正予定。

・学部事務一元化の評価については、現在各職員からのヒアリングを取りまとめているところ。業務ごとに検証し、簡素化を検討したい。

【追加交渉項目】

・年俸制契約職員については、本人が時間給を把握出来ないので、労働条件通知書への記載を改めて求めた。人事労務課では検討したいとの回答であった。

【団体交渉参加者】

組合：関 耕平（中央執行委員長），門脇正行（中央執行副委員長）ほか3名
大学：増永二之（企画・総務担当理事），大川鉄也（財務担当理事），
岩崎英明（総務部長），多久和徹（人事労務課長）ほか1名

職員組合未加入の教職員の皆さま

今回のような人事院勧告の完全実施・遡及適用といった大きな成果だけではなく、テレワークや介護休暇のように細やかな要求項目も含め、大学側に労働条件の改善を求めていくうえで、皆さんの組合加入がとても大きな力になります。加入をご検討いただき、職員組合事務室、または、お近くの組合員までお気軽にお声がけください。

組合加入者募集

島根大学職員組合加入申込書



記入日		年	月	日
ふりがな 氏名	生年月日	年	月	日
所属	職種			
メール @ .shimane-u.ac.jp				
同意書 私は、島根大学職員組合が組合費算定のため、島根大学から私の現在適用俸給表、級及び号俸等について情報提供を受けることに同意します。				
署名				

大学から提供された個人情報は、組合費の算定と組合費控除のために使用します。

<組合費月額> 常勤職員：基本俸給×0.7%，契約職員：600円

なお、加入月から3か月は組合費無料になります。

パートや非常勤なども含め島根大学と雇用関係にあるすべての方が加入できます。

島根大学職員組合（法文学部棟2階251室）：shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp

勤務時間：8：30～17：00（水曜日休み）

Tel & Fax (0852)32-6407,内線2198（出雲キャンパスからは92198）